鹿児島県公報

令和4年1月11日(火)第276号



発 行 鹿 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

示

- ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止
- ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の休止
- ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定(2件)
- ○県営土地改良事業の計画の変更 (2件)

公安委員会告示

○遊技機の型式の検定の告示

(社会福祉課取扱い) 1

(社会福祉課取扱い) 1

(社会福祉課取扱い) 1

(農地整備課取扱い) 2

(生活安全企画課取扱い) 3

示

鹿児島県告示第7号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30 号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により, 指定医療機 関から次のとおり廃止の届出があった。

令和4年1月11日

鹿児島県知事 塩田康一

	. =	
名称	所 在 地	廃止年月日
はしぐち歯科クリニック	出水市上知識町548番地	令和3年9月30日
上野歯科医院	出水市五万石町355番地	

鹿児島県告示第8号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30 号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機 関から次のとおり休止の届出があった。

令和4年1月11日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	休止年月日
米良歯科医院	薩摩川内市勝目町4170-1	令和3年12月1日

鹿児島県告示第9号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定 医療機関として指定した。

令和4年1月11日

鹿児島県知事 塩田康一

名称	所 在 地	指定年月日

鹿児島県公報

はしぐち歯科クリニック	出水市上知識町548番地	令和3年10月1日	
とし歯科	出水市文化町35-3	令和3年12月7日	

鹿児島県告示第10号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和4年1月11日

鹿児島県知事 塩田康一

氏	名	施術所の名称及び所在地	指定年月 日	施術の種類
津止仁美		春山整骨院 奄美市笠利町大字中金久161	令和3年 12月1日	あん摩マッ サージ指
				圧, はり, きゅう

鹿児島県告示第11号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化(畑地帯担い手育成型)(旧:県営農地整備(畑地帯担い手育成型))(農業用用排水施設整備)田尻地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年1月11日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
 - 変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦管期間
 - 令和4年1月12日から同年2月8日まで
- 3 縦覧場所
 - 長島町役場耕地林務課

鹿児島県告示第12号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、土地改良事業水利施設等保全高度化(畑地帯担い手支援型)(旧:農地整備(畑地帯担い手支援型))(農業用用排水施設整備、土層改良及び区画整理)第二当部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年1月11日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
 - 変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
 - 令和4年1月12日から同年2月8日まで
- 3 縦覧場所
 - 天城町役場農地整備課

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第1号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和4年1月11日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名		製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pとある魔術の禁書目録	Lig	株式会社JFJ	1P1585
	ht JRB			